

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その3）

目次

第1	法律行為総則（公序良俗（民法第90条関係））	1
第2	債権譲渡	1
1	債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）	1
	(1) 債権の譲渡性を制限する特約の効力	1
	(2) 債権の譲渡性を制限する特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合	1
	(3) 債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託	1
	(4) 債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の差押え	2
	(5) 預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力	2
2	将来債権譲渡	2
	(1) 将来債権の譲渡性とその効力の限界	2
	(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡性を制限する特約の対抗	2
3	債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）	3
4	債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）	3
	(1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断	3
	(2) 債権譲渡と相殺	3
第3	契約の成立	3
1	申込みと承諾	3
2	承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）	3
3	承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）	4
4	対話者間における申込み	4
5	申込者の死亡等（民法第525条関係）	4
6	契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）	4
7	懸賞広告（民法第529条・第530条関係）	4
第4	著しい事情の変更による解除	5
第5	売買	5
1	手付（民法第557条関係）	5
2	売主の義務	5
3	売主の追完義務	6
4	買主の代金減額請求権	6
5	損害賠償の請求及び契約の解除	7
6	権利移転義務の不履行に関する売主の責任等	7

7	買主の権利の期間制限.....	7
8	競売における買受人の権利の特則（民法第568条第1項）.....	7
9	権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係）.....	8
10	目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転.....	8
11	買戻し（民法第579条ほか関係）.....	8
第6	贈与（贈与契約の意義（民法第549条関係））.....	8
第7	消費貸借.....	9
1	消費貸借の成立等（民法第587条関係）.....	9
2	消費貸借の予約（民法第589条関係）.....	9
3	準消費貸借（民法第588条関係）.....	9
4	利息.....	9
5	貸主の担保責任（民法第590条関係）.....	9
6	期限前弁済（民法第591条第2項・第136条第2項関係）.....	10
第8	賃貸借.....	10
1	賃貸借の成立（民法第601条関係）.....	10
2	短期賃貸借（民法第602条関係）.....	10
3	賃貸借の存続期間（民法第604条関係）.....	10
4	不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第605条関係）.....	10
5	合意による賃貸人たる地位の移転.....	11
6	不動産の賃借人による妨害排除等請求権.....	11
7	敷金.....	11
8	賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）.....	12
9	減収による賃料の減額請求等（民法第609条・第610条関係）.....	12
10	賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）.....	12
11	転貸の効果（民法第613条関係）.....	12
12	賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了.....	13
13	賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条・第598条関係）.....	13
14	損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第621条・第600条関係）.....	13
第9	使用貸借.....	13
1	使用貸借の成立（民法第593条関係）.....	13
2	使用貸借の終了（民法第597条関係）.....	14
3	使用貸借の解除（民法第597条関係）.....	14
4	使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第598条関係）.....	14
5	損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）.....	14
第10	請負.....	15
1	仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権.....	15
2	仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任.....	15
	(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）.....	15

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除(民法第635条関係)	15
(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限(民法第637条関係)	15
(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(民法第638条関係)	16
3 注文者についての破産手続の開始による解除(民法第642条関係)	16
第11 委任	16
1 受任者の自己執行義務	16
2 報酬に関する規律	16
(1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係)	16
(2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権(民法第648条第3項関係)	16
3 委任契約の任意解除権(民法第651条関係)	17
第12 雇用(報酬に関する規律(労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権))	17
第13 寄託	17
1 寄託契約の成立(民法第657条関係)	17
(1) 要物性の見直し	17
(2) 寄託者の解除権	17
(3) 無償寄託における受寄者の解除権	18
(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権	18
2 受寄者の自己執行義務(民法第658条関係)	18
(1) 受寄者の自己執行義務	18
(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任	18
3 寄託物についての第三者の権利主張(民法第660条関係)	18
(1) 受寄者の通知義務	18
(2) 寄託物についての第三者による権利主張	18
4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限	19
5 寄託者による返還請求(民法第662条関係)	19
6 混合寄託	19
7 消費寄託	20
第14 組合	20
1 契約総則の規定の不適用	20
2 組合員の一人についての意思表示の無効等	20
3 組合の債権者の権利の行使(民法第675条関係)	20
4 組合員の持分の処分等(民法第676条関係)	20
5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行(民法第670条第1項関係)	21

6	業務執行者がある場合における組合の業務執行（民法第670条第2項関係）	21
7	組合代理	21
8	組合員の加入	21
9	組合員の脱退	22
10	組合の解散事由（民法第682条関係）	22

第1 法律行為総則（公序良俗（民法第90条関係））

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第2 債権譲渡

1 債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）

(1) 債権の譲渡性を制限する特約の効力

民法第466条第2項の規律を次のように改めるものとする。

ア 当事者が民法第466条第1項に反する意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

イ アに規定する場合において、悪意又は重大な過失がある第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

(2) 債権の譲渡性を制限する特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合

債権の譲渡性を制限する特約を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。

(1)イの規定は、(1)アに規定する場合において、債務者が債務を履行せず、悪意又は重大な過失がある第三者が相当の期間を定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

(3) 債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託

債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。

ア(7) 債務者は、金銭債権（金銭の給付を目的とする債権をいう。以下この(3)において同じ。）について(1)アの意思表示をした場合において、その金銭債権が譲渡されたときは、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

(イ) (7)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び債権者に供託の通知をしなければならない。

(ウ) (7)の規定により供託をした金銭は、債権者に限り、還付を請求することができる。

イ ア(7)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1)イの規定にかかわらず、債権者（その金銭債権の全額を譲

り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。)は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。

(4) 債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の差押え

債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。

ア (1)イの規定は、差押債権者に対しては適用しない。

イ (1)アの意思表示につき悪意又は重大な過失がある第三者の債権者によって、その債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。

(5) 預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力

預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力について、次のような規律を設けるものとする。

ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について(1)アの意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、(1)アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。

イ 預貯金債権に係る(1)アの意思表示は、差押債権者に対抗することができない。

2 将来債権譲渡

(1) 将来債権の譲渡性とその効力の限界

将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。

債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡性を制限する特約の対抗

将来債権の譲渡後に付された譲渡性を制限する特約の対抗について、次のような規律を設けるものとする。

民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされた時に債権が現に発生していないときは、その後にされた1(1)アの意思表示については、1(1)イの規定は、適用しない。

3 債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）

民法第467条第1項の規律を次のように改めるものとする。

債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

4 債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）

(1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切斷

民法第468条の規律を次のように改めるものとする。

ア 民法第468条第1項を削除する。

イ 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

(2) 債権譲渡と相殺

債権譲渡と相殺について、次のような規律を設けるものとする。

ア 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時（以下この(2)において「権利行使要件具備時」という。）より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

イ 債務者が権利行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、アと同様とする。ただし、権利行使要件具備時より後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。

(ア) 権利行使要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

(イ) (ア)に規定するもののほか、譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権

第3 契約の成立

1 申込みと承諾

申込みと承諾について、次のような規律を設けるものとする。

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）

(1) 民法第521条第1項の規律を次のように改めるものとする。

承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。ただ

し、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。
(2) 民法第522条を削除するものとする。

3 承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）

民法第524条の規律を次のように改めるものとする。
承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

4 対話者間における申込み

対話者間の申込みについて、次のような規律を設けるものとする。
(1) 承諾の期間を定めずに対話者に対してした申込みは、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。
(2) 申込者が(1)の申込みに対して対話が継続している間に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

5 申込者の死亡等（民法第525条関係）

民法第525条の規律を次のように改めるものとする。
申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失した常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすれば当該申込みは効力を有しない旨の意思を表示したとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、当該申込みは、その効力を有しない。

6 契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）

(1) 民法第526条第1項を削除するものとする。
(2) 民法第527条を削除するものとする。

7 懸賞広告（民法第529条・第530条関係）

(1) 民法第529条の規律を次のように改めるものとする。
ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この7において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者がその広告を知っていたか否かにかかわらず、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。
(2) 懸賞広告の効力について、次のような規律を設けるものとする。
ア 指定した行為をする期間を定めてした懸賞広告は、その期間内に指定し

た行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

イ 指定した行為をする期間を定めなした懸賞広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

(3) 民法第530条の規律を次のように改めるものとする。

ア 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた場合には、その懸賞広告を撤回することができない。ただし、その広告中に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

イ 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めなかった場合には、その指定した行為を完了する者がない間は、その懸賞広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

ウ 懸賞広告の撤回は、前の広告と異なる方法によってした場合には、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

第4 著しい事情の変更による解除

事情変更の法理について、次のような規律を設けるものとする。

契約の締結後に、異常な天災地変その他の事由に基づき契約をするに当たって基礎とした事情に著しい変更が生じた場合において、当該契約を存続させることが、当該契約及び取引上の社会通念に照らし、当事者間の衡平を害する著しく不当なものであるときは、当事者は、当該契約の解除をすることができる。ただし、その変更が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 契約の締結の当時、当事者双方が予見することのできなかつた特別のものであること。

(2) 解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものであること。

第5 売買

1 手付（民法第557条関係）

民法第557条第1項の規律を次のように改めるものとする。

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

2 売主の義務

売主の義務について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 売主は、契約の内容（他人の地上権、抵当権その他の権利の設定の有無を

- 含む。)に適合した権利を買主に移転する義務を負う。
- (2) 売買の目的が物であるときは、売主は、種類、品質及び数量に関して、契約の内容に適合するものを買主に引き渡す義務を負う。
 - (3) 他人の権利（権利の一部が他人に属する場合における当該権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。
 - (4) 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転を第三者に対抗するために必要な行為をする義務を負う。

3 売主の追完義務

売主の追完義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) (1)本文の規定にかかわらず、売主は、買主に不相当な負担を課するものではないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 買主の代金減額請求権

買主の代金減額請求権について、民法第565条（同法第563条第1項の準用）の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - エ アからウまでの場合のほか、買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しな

いものである場合において、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額を請求することができない。

5 損害賠償の請求及び契約の解除

損害賠償の請求及び契約の解除について、民法第565条及び第570条本文の規律を次のように改めるものとする。

3(1)及び4の規定による権利の行使は、債務不履行一般の規定による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等

権利移転義務の不履行に関する売主の責任等について、民法第561条から第567条まで(同法第565条及び期間制限に関する規律を除く。)の規律を次のように改めるものとする。

3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。

7 買主の権利の期間制限

(1) 民法第570条本文の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。

(2) 民法第564条(同法第565条において準用する場合を含む。)及び第566条第3項を削除するものとする。

8 競売における買受人の権利の特則(民法第568条第1項)

民法第568条第1項及び第570条ただし書の規律を次のように改めるものとする。

民事執行法その他の法律の規定に基づく競売における買受人は、4及び債務不履行一般の規定(目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合に関するものを除く。)により、債務者に対し、契約の解除をし、

又は代金の減額を請求することができる。

9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係）

民法第576条の規律を次のように改めるものとする。

売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができないおそれがあるとき、又はこれを失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転

危険の移転について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 売主が買主に目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。
- (2) 売主が契約の内容に適合する目的物の引渡しを提供したにもかかわらず買主が受領しない場合において、その提供があった時以後に、買主に引き渡すべきものとして引き続き特定されているその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときも、(1)と同様とする。

11 買戻し（民法第579条ほか関係）

- (1) 民法第579条の規律を次のように改めるものとする。

ア 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を現実に提供して、売買の解除をすることができる。この場合において、売主が提供すべき金額について別段の合意があるときは、その合意に従う。

イ アの場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

- (2) 民法第581条第1項の規律を次のように改めるものとする。

買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を有する。

第6 贈与（贈与契約の意義（民法第549条関係））

民法第549条の規律を次のように改めるものとする。

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

第7 消費貸借

1 消費貸借の成立等（民法第587条関係）

民法第587条に次の規律を付け加えるものとする。

- (1) 民法第587条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその物を受け取った後にこれと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。
- (2) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、(1)を適用する。
- (3) (1)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。
- (4) (1)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

2 消費貸借の予約（民法第589条関係）

民法第589条を削除するものとする。

3 準消費貸借（民法第588条関係）

民法第588条の規律を次のように改めるものとする。

金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

4 利息

利息について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- (2) (1)の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

5 貸主の担保責任（民法第590条関係）

民法第590条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民法第590条第1項を削除するものとする。
- (2) 贈与者の担保責任の規定は、無利息の消費貸借について準用する。

(3) 利息の有無にかかわらず、引き渡された物が契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

6 期限前弁済（民法第591条第2項・第136条第2項関係）

民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。

借主は、いつでも返還をすることができる。当事者が返還の時期を定めた場合において、借主がその時期の前に返還をしたことによって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。

第8 賃貸借

1 賃貸借の成立（民法第601条関係）

民法第601条の規律を次のように改めるものとする。

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

2 短期賃貸借（民法第602条関係）

民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

3 賃貸借の存続期間（民法第604条関係）

民法第604条を削除するものとする。

4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第605条関係）

民法第605条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

(2) 不動産の賃借人が当該不動産の譲受人に賃貸借を対抗することができるときは、当該不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。

(3) (2)の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及び当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。

(4) (2)又は(3)後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動

産について所有権移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

- (5) (2)又は(3)後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、7(1)に規定する敷金の返還に係る債務及び民法第608条に規定する費用の償還に係る債務は、譲受人又はその承継人に移転する。

5 合意による賃貸人たる地位の移転

賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。

6 不動産の賃借人による妨害排除等請求権

不動産の賃借人による妨害排除等請求権について、次のような規律を設けるものとする。

不動産の賃借人は、賃貸借の登記をした場合又は借地借家法（平成3年法律第90号）その他の法律が定める賃貸借の対抗要件を備えた場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、当該(1)又は(2)に定める請求をすることができる。

- (1) 当該不動産の占有を第三者が妨害しているとき。

当該第三者に対する妨害の停止の請求

- (2) 当該不動産を第三者が占有しているとき。

当該第三者に対する返還の請求

7 敷金

敷金について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 賃貸人は、敷金（いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。）を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

- (2) 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金を当該債務の弁済に充てることを請求することができない。

- 8 賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）
民法第606条第1項の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要になったときは、この限りでない。
 - (2) 賃貸物の修繕が必要である場合において、次のいずれかに該当するときは、賃借人は、その修繕をすることができる。
ア 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
イ 急迫の事情があるとき。
- 9 減収による賃料の減額請求等（民法第609条・第610条関係）
民法第609条及び第610条を削除するものとする。
- 10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）
民法第611条の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。
 - (2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。
- 11 転貸の効果（民法第613条関係）
民法第613条の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、賃貸人は、転借人による賃借物の使用及び収益を妨げることができない。
 - (2) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と転貸人との間の賃貸借に基づく債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。
 - (3) (2)の場合において、転借人は、転貸借契約に定めた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。
 - (4) (2)及び(3)の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。
 - (5) 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、転貸人との間の賃

賃借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。
ただし、当該解除の当時、転貸人の債務不履行により賃貸人と転貸人との間の賃貸借を解除することができたときは、この限りでない。

12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了

賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了について、次のような規律を設けるものとする。

賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条・第598条関係）

民法第616条（同法第598条の準用）の規律を次のように改めるものとする。

(1) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、賃借物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

(2) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

(3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この(3)において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

14 損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第621条・第600条関係）

民法第621条（同法第600条の準用）に次の規律を付け加えるものとする。

民法第621条が準用する同法第600条に規定する損害賠償の請求権については、賃貸人が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第9 使用貸借

1 使用貸借の成立（民法第593条関係）

民法第593条の規律を次のように改めるものとする。

使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその引

渡しを受けた物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

2 使用貸借の終了（民法第597条関係）

民法第597条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了した時に終了する。
- (2) 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終わった時に終了する。

3 使用貸借の解除（民法第597条関係）

民法第597条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、貸主は、契約の解除をすることができる。
 - ア 借主がまだ目的物を受け取っていないとき。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。
 - イ 2(2)に規定する場合において、2(2)の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したとき。
 - ウ 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったとき。
- (2) 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第598条関係）

民法第598条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。
- (2) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。
- (3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

5 損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）

民法第600条に次の規律を付け加えるものとする。

民法第600条に規定する損害賠償の請求権については、貸主が返還を受け

た時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第10 請負

1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権

仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。

注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合又は仕事の完成前に請負が解除された場合において、既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）

民法第634条第1項の規律を次のように改めるものとする。

仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、目的物の修補を請求することができる。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除（民法第635条関係）

民法第635条を削除するものとする。

(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）

民法第637条の規律を次のように改めるものとする。

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする修補の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの時（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときは、この限りでない。

- (4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）
民法第638条を削除するものとする。

- 3 注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係）
民法第642条第1項前段の規律を、次のように改めるものとする。
- (1) 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、契約の解除をすることができる。
- (2) (1)に規定する場合には、請負人は、仕事を完成しない間に限り、契約の解除をすることができる。

第11 委任

1 受任者の自己執行義務

- 受任者の自己執行義務について、次のような規律を設けるものとする。
- (1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。
- (2) 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

2 報酬に関する規律

- (1) 報酬の支払時期（民法第648条第2項関係）
報酬の支払時期に関し、民法第648条第2項に付け加えて、次のような規律を設けるものとする。
委任事務の処理により得られた成果に対して報酬を支払うことを約したときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、その成果が引渡しを要しないときは、民法第648条第2項本文の規定を準用する。
- (2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（民法第648条第3項関係）
民法第648条第3項の規律を次のように改めるものとする。
- ア 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務を処理することができなくなったとき又は委任が履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
- イ 2(1)に規定する場合において、委任者の責めに帰することができない事由によって成果を得ることができなくなったとき又は成果を得る前に委任

が終了したときは、既にした委任事務の処理による成果のうち、可分な部分の給付によって委任者が利益を受けるときに限り、その部分を得られた成果とみなす。この場合において、受任者は、委任者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。

3 委任契約の任意解除権（民法第651条関係）

民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。

民法第651条第1項の規定による委任の解除が次のいずれかに該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害（受任者が報酬を受けることができなかったことによるものを除く。）を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

(2) 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

第12 雇用（報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権））

労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。

使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき又は雇用が履行の途中で終了したときは、労働者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

第13 寄託

1 寄託契約の成立（民法第657条関係）

(1) 要物性の見直し

民法第657条の規律を次のように改めるものとする。

寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することを約し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(2) 寄託者の解除権

寄託者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。この場合において、寄託者は、受寄者に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 無償寄託における受寄者の解除権

無償寄託における受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権

受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。

有償の寄託又は書面による無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

2 受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）

(1) 受寄者の自己執行義務

民法第658条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。

イ 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任

民法第658条第2項の規律を次のように改めるものとする。

再受寄者は、寄託者に対し、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

3 寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）

(1) 受寄者の通知義務

民法第660条の規律を次のように改めるものとする。

寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(2) 寄託物についての第三者による権利主張

寄託物についての第三者による権利主張に関して、次のような規律を設けるものとする。

ア 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が(1)の通知をした場合又は(1)ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべきことを命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

イ 受寄者は、アの規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限

寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 返還された寄託物の一部滅失又は損傷があった場合の損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。
- (2) (1)の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

5 寄託者による返還請求（民法第662条関係）

民法第662条の規律を次のように改めるものとする。

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。この場合において、寄託者は、受寄者に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

6 混合寄託

混合寄託について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。
- (2) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した数量の物の返還を請求することができる。
- (3) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管した場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、その寄託した物の数量の割合に応じた物の返還を請求することができる。

7 消費寄託

民法第666条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。
- (2) 民法第588条、第590条及び第592条の規定は、(1)の場合について準用する。
- (3) 民法第663条第2項の規定にかかわらず、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合には、受寄者は、寄託物をいつでも返還することができる。

第14 組合

1 契約総則の規定の不適用

組合契約に対する契約総則の規定の不適用について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 民法第533条及び第536条の規定は、組合契約については、適用しない。
- (2) 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしない場合であっても、組合契約を解除することができない。

2 組合員の一人についての意思表示の無効等

組合員の一人についての意思表示の無効等について、次のような規律を設けるものとする。

組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。

3 組合の債権者の権利の行使（民法第675条関係）

民法第675条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。
- (2) 組合の債権者は、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。

4 組合員の持分の処分等（民法第676条関係）

組合員の持分の処分等について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

- (2) 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。
- 5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行(民法第670条第1項関係)
民法第670条第1項の規律を次のように改めるものとする。
組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。
- 6 業務執行者がある場合における組合の業務執行(民法第670条第2項関係)
民法第670条第2項の規律を次のように改めるものとする。
- (1) 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。
- (2) (1)の委任を受けた者(以下この6及び7において「業務執行者」という。)は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、総組合員の同意によって組合の業務を決定し、又は執行することは、妨げられない。
- 7 組合代理
組合代理について、次のような規律を設けるものとする。
- (1) 各組合員が他の組合員を代理して組合の業務を執行するには、組合員の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各組合員が単独で他の組合員を代理して行うことができる。
- (2) 業務執行者があるときは、(1)の規定にかかわらず、業務執行者のみが組合員を代理する権限を有する。
- (3) 業務執行者が数人ある場合において、各業務執行者が組合員を代理して組合の業務を執行するには、業務執行者の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。
- 8 組合員の加入
組合員の加入について、次のような規律を設けるものとする。
- (1) 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。
- (2) (1)の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

9 組合員の脱退

組合員の脱退について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。
- (2) 脱退した組合員は、(1)に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を行使することができる。

10 組合の解散事由（民法第682条関係）

民法第682条の規律を次のように改めるものとする。

組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- (2) 組合契約で定めた存続期間の満了
- (3) 組合契約で定めた解散の事由の発生
- (4) 総組合員の同意